

月刊 労運研レポート No. 126

2024年12月号

急激な物価上昇を上回る最低賃金を！ 年2回改定を求め厚労省交渉
・・・・・・・・・・最低賃金大幅引き上げキャンペーン委員会・・・2P

労働基準関係法制研究会「今後の議論のたたき台」
労働基準法を骨抜きにする「労使自治」（労使コミュニケーション）に反対を
小林春彦（元国労千葉地本）・・・6P

第25回労運研研究会案内 労働者の不安に寄り添って一地域ユニオンの実践一
講師 鈴木 一（札幌地域労組副委員）・・・8P

■発行・労働運動研究討論集会実行委員会（労運研）

〒105-0014 東京都港区芝 2-8-13 KITA ハイム芝 301 全国一般全国協気付

■発行責任者・伊藤 彰信

■<http://rounken.org/>

■郵便振替 00130-7-360171 労働運動研究討論集会実行委員会

■ゆうちょ銀行 店名（ゼロイチハチ）普 0673522 労働運動研究討論集会実行委員会

■[mail roukenj2014@yahoo.co.jp](mailto:roukenj2014@yahoo.co.jp)（事務局への連絡はメールをお願いします）

急激な物価上昇を上回る最低賃金を！

年2回改定を求め厚労省交渉を行います

最低賃金大幅引き上げキャンペーン委員会

米や野菜をはじめとした食料品の価格の急激な上昇が続いている。一方、実質賃金は再びマイナスとなり、低所得の人々の生活は深刻な状況に置かれている。最低賃金大幅引き上げキャンペーン委員会はこうした状況を受けて、最低賃金制度が物価上昇に有効に機能していない現状を改善するために、現在の年1回の最賃の改定を見直し、年2回最賃改定を行うべきと厚生労働省に申し入れてきた。最賃近傍で働く労働者にとって昨今の急激な物価上昇は死活問題であり、年1回の毎年10月改定にとらわれず、労働者の実態に沿った最賃を実現するために、12月10日に厚労省と交渉を行うことにした。

申し入れは以下の6点を骨子としている。

- 1 全国一律1500円を数年のうちに実現すること。その道筋を明らかにすること。
- 2 最低賃金の改定は年2回行うこと。そのための予算を確保すること。
- 3 最低賃金は、生活保護水準を上回るようにすること。
- 4 最低賃金引き上げの妨げとなる要因を排除するとともに、要員排除に伴う不利益に対する援助・支援を行うこと。
 - (1) いわゆる「事業者の支払能力」は、個々の事業者の支払能力ではないことを再確認すること。
 - (2) いわゆる「103万円の壁」「106万円の壁」など税制、社会保障制度の「壁(檻)」を取り払い、世帯単位から個人単位の制度に改めること。
 - (3) 最低賃金引き上げ分を価格転嫁できるようにし、発注者に受諾義務を課すこと。また、発注期間中の改定も行えるようにすること。
- 5 最低賃金審議会のすべての審議を公開するとともに、最低賃金に関する多様な意見を反映できる民主的な審議を行うこと。
- 6 中央並びに地方の最低賃金審議会の選出にあたっては、最低賃金大幅引き上げキャンペーン委員会が推薦する者を任命すること。

(次頁に厚労省に提出する要請文を掲載)

厚生労働大臣
福岡 資麿 殿

低賃金労働者の意向を反映した最低賃金の改定を求める要請

＝ 年2回以上の改訂で、早急に1,500円以上の最低賃金の早期実現を求めます

2024年12月10日
最低賃金大幅引き上げキャンペーン委員会

政府は「2020年代に全国平均時給1500円を達成する」としているが、低賃金労働者の生活実感からすれば遅すぎる。実質賃金が低下していることは、賃上げが物価上昇に追いついていないからである。とりわけ低所得者層にとって、生活必需品などの物価高騰は生活の困窮化を招いている。

この間の最低賃金審議会の審議は「最低賃金の引き上げは物価上昇を下回るものであってはならない」という大原則を守ろうとしながら審議していることは理解できるが、結果はそうになっていない。一般的な経済指標をもとに議論することでは限界がある。もっと、最低賃金近傍で働く人の声を聴き、低所得者層の生活実態に合わせた調査を行って最低賃金の引き上げを行うようにすべきである。

以下、申し入れる。

1 全国一律1500円を数年のうちに実現すること。その道筋を明らかにすること。

ランク制は、1975年に当時の労働4団体の統一要求であった全国一律制を実現するには地域間格差が大きいので、4つの地域に区分をして段階的に格差を縮小していくためにつくられた制度である。当初は地域間格差が縮小していたが、最近では地域間格差が拡大している。そのため、目安額を上回る改定が行われている。ランク制は破綻していると言わざるを得ない。

- (1) 時給1500円に至る道筋が明確に示されていない。ただちに、どのような水準・内容・テンポで引き上げていくのかを示されたい。
- (2) その際、全国一律に近づけるための手立てがどのようになされるのかについても示されたい。

2 最低賃金の改定は年2回以上行うこと。そのための予算を確保すること。

非正規雇用労働者などの賃金改定は10月に行われることが多い。6月調査にもとづく第4表は小零細企業従業員の賃金を反映していない。また、そもそも大企業と中小零細企業の賃金格差を前提とした最低賃金の決定の仕方は、同一労働同一賃金の原則に反するものであるし、賃金格差を固定化するものである。急激な物価上昇が続いている状況では、年2回の改定検討が必要である。また、物価高の激しい進行の下で、最新の経済データを元にして引き上げの議論をすることは審議会の責任であると考えられる。

- (1) 消費者物価指数の参考基準を低賃金労働者の生活実態に合ったものにすること。生計費については、「持家の帰属家賃を除く総合」指数・「基礎的支出項目」指数を採用するだけでなく、「頻繁に購入する品目」指数を最重視すること。またこの間、諸団体が行っている生計費調査を参考にすること。
- (2) 「類似の労働者の賃金」として、賃金状況調査は、30人未満の中小零細企業を調査対象としているが、最低賃金の影響率が年々上がる中で、指標として適当なものではなくなっている。最低賃金の影響率が1～2%であった時から、現在では、20%になろうとしており、中小零細企業の労働者の賃金引き上げ率を「類似の労働者の賃金」とみなすには無理が出ている。急速に拡大する大手企業の非正規労働者の賃金など、対象事業所を拡大し調査すべきである。また、賃金中央値や平均値を指標とすることを検討されたい。
- (3) 最低賃金の改定を年2回、10月と4月に行うこと。10月に昇給する労働者が年々増加しており昨年は33%を超えている。賃金状況調査を6月だけでなく12月にも行うこと。そのための予算を確保すること。

3 最低賃金は、生活保護水準を上回るようにすること。

- (1) 地域間格差を無くし直ちに全国一律最低賃金制度に向けた検討を行い、1,500円以上の最低賃金を実現すること。率でなく額での地域間格差縮小を目指し、早急に実現する道筋を明らかにすること。
- (2) 最低賃金の水準は、ILOの基準に基づき、「労働者とその家族の必要」との観点で生活保護との比較を行い、ひとり親世帯の生活保護基準を上回るものとする。

最低賃金と生活保護との整合性は2007年改正の趣旨である。時間給を基本とする最低賃金と月収を基本とする生活保護とをどのように比較することが整合性なのか問題点は多い。ILO131号条約は「最低賃金は労働者と家族の必要な生計費」と規定している。生活保護との比較は「成人ひとりと一子」をモデルにし、最低賃金水準は、生活保護では考慮されていない公租公課（税・社会保険など）を上乗せして、生活保護水準の1.3倍を上回るものでなければならない。

4 最低賃金引き上げの妨げとなる要因を排除するとともに、要員排除に伴う不利益に対する援助・支援を行うこと。

- (1) いわゆる「事業者の支払能力」は、個々の事業者の支払能力ではないことを再確認すること。
- (2) いわゆる「103万円の壁」「106万円の壁」など税制、社会保障制度の「壁（檻）」を取り払い、世帯単位から個人単位の制度に改めること。
- (3) 最低賃金引き上げ分を価格転嫁できるようにし、発注者に受諾義務を課すこと。また、発注期間中の改定も行えるようにすること。

5 最低賃金審議会のすべての審議を公開するとともに、最低賃金に関する多様な意見を反映できる民主的な審議を行うこと。

- (1) 地方最低賃金審議会の審議を民主的に行い、最低賃金に関する多様な意見を反映できるものにする。
- (2) 二者協議を記録している審議会は少数である。二者協議は非公開であったとしても、記録すべきものであることを明確にして、都道府県労働局に対して指導すること。
- (3) 公労使三者が集まって議論を行う議事を公開しないケースがある。議事の公開が議論になるのは目安審議における議論のプロセスが見えづらいことが原因であり、審議の透明性や納得感を高めることが求められていることを理解していない対応である。都道府県労働局に情報提供を繰り返し行い、また、公開状況について調査すること。
- (4) 専門部会において二者協議だけで審議を進行させ、審議の不透明なケースがある。議論の過程を明らかにした議事進行を行い、三者協議を公開にした趣旨を生かすよう、情報提供を繰り返し行うこと。
- (5) 審議会において意見を述べようとする者に対して口頭で陳述を行わせて質疑応答を積極的に行うことや、委員自らが事業場に出向いて視察するなど、外部からの多様な意見を得る努力をさせること。
- (6) 議事録や議事要旨の公開が速やかに行われていない。いつ公開されたか調査し、実態を把握すること。
- (7) 都道府県労働局は、議事録の情報公開請求に対して不開示にしすぎる傾向があるので、指導すること。
- (8) 生活困窮者の支援等を行っている団体の出身者、及び社会保障法を専門とする学者、中小零細企業労働者・非正規労働者・外国籍労働者を数多く組織する労働組合の関係者などを委員に任命すること。
- (9) 中央最低賃金審議会に対して意見書を提出する予定であるが、その際に口頭陳述を希望するので、どのように運営するのか委員を含めてあらかじめ検討しておくこと。

6 中央並びに地方の最低賃金審議会の選出にあたっては、最低賃金大幅引き上げキャンペーン委員会が推薦する者を任命すること。

以上

最低賃金大幅引き上げキャンペーン委員会

連絡先団体：下町ユニオン／全国一般労働組合全国協議会／全国生協労働組合連合会／
郵政産業労働者ユニオン

労働基準関係法制研究会「今後の議論のたたき台」

労働基準法を骨抜きにする「労使自治」(労使コミュニケーション)に反対を

小林春彦（元国労千葉地本）

労基法の労働時間規制外し「デロゲーション」

厚生労働省の労働基準関係法制研究会が11月12日、今後の議論のたたき台を示した。この間、岸田内閣による「新しい資本主義」の提唱と労働基準法改正の動きを強めてきた。厚労省は今年1月に「労働基準関係法制研究会」を立ち上げ、労使合意で労働基準法の労働時間規制を外す「デロゲーション（適用除外・規制の逸脱）」拡大に向け、経団連の提言に沿って議論を進めてきた。

研究会では「一律規制では現場が回らない。基準を職場に合わせて労使がカスタマイズ（設定変更）する」「働きたい人には十分働いてもらう。労働基準法がやる気のある人の動きを阻害してはならない。労使が協議して納得すればいいじゃないか」などの発言があり、残業上限規制や割増賃金規制を定めた労基法について、「労使自治」により適用が除外される「デロゲーション」の拡大などを検討していた。

名ばかりの「労使自治」で労働者保護を骨抜きに

今後の検討方向として、労働基準法上の「労働者」「事業」、「労使コミュニケーション」「労働時間法制」の四つの柱を提起した。就業規則変更の際の意見の表明や、過半数労組がない事業場で36協定などの締結をする「過半数代表者」の機能強化に多くの紙幅を割き、労使対話のための新たな機能を持たせようとしている。多様化する働き方に対応する「労使コミュニケーション」を口実に、名ばかりの「労使自治」で労働者保護の最低基準規制を外す仕組みの簡易化・拡大を提起した。

研究会たたき台で問題視されている事項

たたき台は、労働者性の判断基準について、「見直しの必要性を検討していくべき」とし、厚労省で「継続的に研究を行う体制」の整備を求めている。

労基法の規制単位を「事業場」とすることについては、引き続き「維持することが適切」とした。労基法の適用除外とされている「家事使用人」の制度設計の見直しや、法定労働時間週44時間の特例措置の撤廃、管理監督者などへの健康・福祉確保措置の検討、13日を超える連続勤務の禁止なども示した。勤務間インターバル規制については「抜本的な導入促進と法規制の強化について検討することが必要」としたが、措置義務や配慮義務など緩い規制も示している。「つながらない権利」も法規制には慎重な書きぶりだ。過労死認定基準の水準の時間外・休日労働の上限規制見直しは「社会的合意を得るためには蓄積が不足」

とし、労働者保護に背を向けている。

副業・兼業の際の割増賃金支払いの通算を必要としないとする、使用者にとって都合のいい規制緩和も盛り込んだ。

研究会は当初、「一律の規制はなじまない」「(労基法の規制を)労使でカスタマイズ(調整)すべき」などの過激ともいえる発言が相次いでいたが、たたき台では、労働組合の反対姿勢を受け「デロゲーション(適用除外・規制の逸脱)」という言葉を含め、強い表現は影を潜めている。また、事業所単位の36協定も企業単位で結ぶこともあきらめてはいない。「法規制をシンプルに保ちつつ、経済社会の変化に対応して現場の実情に合わせた調整を有効に機能させる」など、最低規制を「労使自治」によって緩めることを可能とするような記述が随所であり、労働基準法を骨抜きにすることが画策されているので注意が必要だ。

デロゲーション(適用除外・規制の逸脱)より労働者のための規制強化を

「たたき台」に対し、雇用共同アクション(全労協、全労連、純中立労組等)は11月12日、厚生労働省前で、「労基法解体を許さない」と訴える抗議行動を行った。同アクションの土井直樹事務局長は「今でも長時間労働、過労死が後を絶たず、大変な思いをして働く労働者が多くいる。政府や研究会が今すべきことは労働時間規制のデロゲーションではなく労働時間規制の強化だ」と批判した。

このまま労働条件の低下競争を防ぐ一律規制を、企業労使が自由に緩めれば、労働者保護規制は機能を失う。

連合は11月21日、労働基準法改正への対応方針を確認した。

憲法が定める生存権保障の理念に基づく労基法の労働者保護の原則を堅持し、底上げ・強化、対象者の拡大が必要との考え方を表明。労基法の規制の解除を労使の合意にゆだねる「デロゲーション」の拡大については「法の存在意義を否定するもので、認められない」とした。また、焦点の一つ、過半数代表者については、「集团的労使関係の中核的担い手は労働組合であること」を踏まえ、過半数代表者については、法律事項への格上げなど適正化を図るとともに「労働組合の結成に向けた支援が必要」とした。

厚生労働省の労働基準関係法制研究会の「議論のたたき台」では言及が乏しい、ジェンダー平等や「同一労働同一賃金」の「法規定の強化」など、非正規労働者の処遇改善の検討も進めるべき、と主張。労働基準監督行政の充実・徹底による実効性の担保も柱の一つに位置付けた。個別の論点では、裁量労働制の規制緩和は引き続き「行うべきではない」とし、高度プロフェッショナル制は「廃止を含めて検討すべき」。「スポットワーク」への規制の検討も掲げた。副業・兼業の労働時間通算による割増賃金支払い義務は堅持すべきとした。

今後、研究会のたたき台を受けて来年以降、労働政策審議会の議論と答申を経て法案が国会へ上程される。

資本の狙いは労働者を長く働かせて搾取を強化することだ。この際、一挙に裁量労働も解雇の金銭解決も法制化し労使協議で乗り切ろうとするものでナショナルセンターや違いを乗り越えて力を合わせて断固反対し、阻止しよう。

第25回 労運研研究会案内(zoom での開催)

2024年12月25日(水) 18時30分～20時30分

労働者の不安に寄り添って―地域ユニオンの実践―

講師 鈴木 一 (札幌地域労組副委員長)

札幌地域労組で34年間、労働運動を続けてきた鈴木一副委員長。これまで労使交渉の件数は1000件を超え、結成した労働組合の数は150を超える、23年4月には千歳相互観光バスで24時間ストライキを決行した。全国屈指の実績を持つオルガナイザーです。仲間の怒りと不安に寄り添った厳しい闘いの歴史と闘いの中から見出された展望を実践的な取り組みからともに学びたいと考え今回研究会を開催します。

皆様、お誘いあわせのうえ、ご参加ください。

- 主催 労働運動研究討論集会実行委員会(労運研)
- 日時 2024年12月25日(水) 18時30分～20時30分
- オンラインで開催します
- 申し込み 労運研事務局 roukenj2014@yahoo.co.jp に 氏名、所属、メールアドレス、住所を明記してメールで申し込んでください。
ZoomのURLを返送します。(申し込みは12月23日まで)
- 参加費 無料

* 2022年秋、「小さな労働組合 勝つためのコツ」(寿郎社)を発行し話題となっています。第二刷も今後予定されているようですがまだ在庫があるとのこと。書店でも取り寄せることが可能です。ぜひ事前に読まれると良いかと思えます。

ユーチューブでもHTB北海道 ANNNEWS 作成のドキュメンタリーがあります。鈴木一さんで検索するとアクセス可能です。